

後藤竜二作『九月の口伝』の衝撃、 そして「花岡和解」の謝罪なき和解

花鳥賊 康 繁

『九月の口伝』の鮮烈さ

今年の七月三日、とつぜん、後藤竜二さんが逝った。六十七歳。たくさんの作品を残したといっても、あまりにも早すぎる。くやしくて、幾日たつても気持ちの整理がつかず、十一月二十二日、早稲田大学構内にあるリーガロイヤルホテルで行われた全国児童文学同人誌連絡会主催、「後藤竜二さんを偲ぶ会」に出かけた。会場の中央に、純白の花につつまれて笑っている後藤竜二さんがいる。子どもたち、そして、多くの書き手をはげましつづけた後藤さんだった。

古田足日さんはじめ、小松崎進さん、那須正幹さん、広瀬恒子さん、最上一平さんなど、たくさんの方がたのお別れの言葉をききながら私は、後藤さんとの思い出をたどっていた。

たしか一九七六年だったと思う。「これ、読んでみる」と、高橋徳義さんから「トマトとパチンコ」という短編を示された。作者

は後藤竜二。「天使で大地はいっぱいだ』『大地の冬のなかまたち』（共に講談社）などですでに名をなしている作家だった。

その場で私が読み終えると、「こういう話ならお前も書けるんじゃないか」と徳義さんがいった。どんな風の吹きまわしだったのか、私はつい「うん」とこたえてしまった。それが児童文学の世界に足を踏み入れるきっかけになるうとは、思いもよらずに……。

「うん」とはいったものの、その場しのぎに答えただけで、私にはまったく書く気がなかった。が、顔を会わせるたびに「書いたかハ」と徳義さんから催促されるので、しかたなくぐり書きで「タマゴをうむオンドリなんているか」と題する作品を書いた。これが児童文学といえるのかどうかもわからない。私の中では、徳義さんに読ませればそれで終わり、と思っていた。

ところが、私の知らぬまに徳義さんはそれを「山形童話の会」の機関誌『もんぺの子』に掲載。さらにその作品が『日本児童文学』一九七八年七月号の特集2「同人誌の課題」の中で取りあげられ、後藤竜二さんの「おまつり村」と並ぶ評価を受けてしまっ

た。後藤さんと近しくなったのはそれが縁だったが、考えてみれば、高橋徳義さんや植松要作さんほか、周りの人たちからむりやり屋根に押し上げられ、降りるハシゴをはずされてしまった感じがしないわけでもない。

いつのまにか「山形童話の会」員にもなり、須藤克三先生の自宅で行なわれた例会にも参加していた。作家になるつもりなど毛頭ない私は、創作はともかく、須藤先生がよくいう「人間の生き方としての文化」創造の活動をしようと心ひそかに決め、できるだけたくさんの児童文学作品を読むことに熱中した。山形の作家の作品はもちろん、古田足日さんや長崎源之助さんなどの作品、そして後藤竜二さんの作品はほとんど欠かさず読んだ。

後藤竜二さんの作品は『天使で大地はいっぱいだ』にはじまり、『白赤だすき小〇の旗風』（講談社）『少年たち』（講談社）『十四歳—Fight』（岩崎書店）『野・心あらためず』（講談社）……いずれも特筆しなければならぬ作品ばかりだが、中でも私は『九月の口伝』（汐文社）に衝撃を受けた。私の知るかぎり、朝鮮人や中国人の強制連行・強制労働について児童文学で描いたのは、『九月の口伝』だけのような気がする。

いま私は山形県酒田港の中国人強制連行・強制労働にかかわる訴訟を支援し、また秋田県花岡の中国人強制連行・強制労働にかかわる「花岡事件」・「花岡和解」を問い直すホームページ「私の戦後処理を問う会」の勉強会にも参加しているが、戦時中、日本が国策として朝鮮人や中国人を大量に拉致（らち）し、強制労働にさせていた事実に関心を持つようになったのも『九月の口伝』を

読んでからだった。

『九月の口伝』——舞台は、敗戦直後の北海道美唄。後藤竜二さんの故郷であり、後藤さんの自伝ともいえる児童文学作品である。

第三章「紅玉」——秋祭りが終わったころ、美唄炭鉱の小学校で教師をしている伯父（父の次兄）が、農業をしている後藤さんの家に訪ねてきた。伯父のいる《美唄の炭鉱には、五千人の朝鮮人と千人の中国人たちがいる。……みんな、日本軍の「劳工狩り」によって、祖国から強制連行されてきた人たちだ》。その朝鮮人や中国人たちが、日本の敗戦を知って暴動を起こしたという噂がひろまっている。炭鉱の様子はどうなんだ、と父が伯父にたずねた。伯父はいう。

《暴動も、略奪も、故意のデマだ。……デマを利用して、きのうの早朝、四百人もの警官隊が中国人収容所をおそった。……アメリカ軍の捕虜たちは、サイレンとともに一人残らずゆうゆうと引きあげていったが、中国人と朝鮮人たちは、帰国の見通しどころか、その日の食べ物にさえ困っている。国や会社のエライさんたちは、逃げまわって出てこない。しかたがないから、美唄や夕張など空知地方の中国人たち七千人が、たがいに連絡を取りあい、食料の増配、衣料品の支給、自由外出の許可というあたりまえの要求をした。堂々とやった。まさしく民主主義の手本じゃないか。それなのに、国や会社は、そうした動きをつぶすために、全道から四百人もの武装警官を集めて、とつぜん中国人収容所の寝込み

をおそうというようなことまでやったのだ。——なんにも変って
いない。戦争が終わったなんていっても、なんにも変ってはいな
いんだ!」

そういったあと伯父は、「警察官又ハ婦女子等ニ対スル暴行及金
品ノ略奪行為アリ事態急ヲ要シ自衛上必要ナル場合ハ射殺スベ
シ」と念仏のように唱える。それは占領軍が出した〈おふれ〉だ
った。

伯父が帰った翌日、後藤さんの家のりんご畑が二、三〇名の中
国人に襲われる。この地域でりんごを作っているのは後藤さんの
家だけ。集まった隣人たちは、「災難だと思って、目エつぶってる
しかなかべ」「危ないから近づくな」と父にいう。が、父は、他人
事にいう隣人たちにあきれ、自分の作物は自分で守るしかない、と
骨と皮ばかりに飢えた中国人の群れのもとへふらふらと歩みはじ
める。

《畑に向かう父の目の前には、上海のコーリヤン畑がひろがって
いた。あそこでは、徴発といって、日本の兵隊たちが、なんでも
かんでも、あたりまえのここのように、うばい取っていた。りん
ごどころではない。うさぎ、にわとり、ぶた、牛、馬——そして、
男も、女も》

りんご畑の中で父は、中国人たちに取り囲まれた。父はリーダ
ーらしい男に「先生(シエンション)、先生」と呼びかける。そして、
「オネガイダ、コノリンゴ、トランデクレ、コノリンゴ、ウツテ、
カゾク、ヤシナウ。タノム、トランデクレ」

と、軍隊でおぼえた中国語でいった。

「明白(わかった)」——リーダーの男が「これまでだ」と仲間
たちに合図すると、中国人たちはポケットやふところから取りだ
した紅玉を、父の前にひとつ、ひとつと積み上げて山になってい
った。そのときの父の心情を、後藤竜二さんはつぎのように描く。

《——持っていてくれ! それくらい、持っていてくれ!
体の底からせりあがってくるふるえを必死でこらえながら、ここ
ろの中でさけぶのだが、声にはならず、なみだばかりがあふれて
きて、父はむせかえるような紅玉のあまずっぱいにおいの中にぼ
うと立ったまま、ぼろの群れのような人びとが黒土の高台を去っ
ていくのを見送っていた。》

ややもすると私たちは、この朝鮮人や中国人に紅玉を好きなど
けもぎとらせ、与えてやるのが、人間としての「善意」と思い
がちだ。それが「反省」や「謝罪」をあらわす行為と自賛しかね
ない。が、後藤さんは、そうした自賛の陰にひそんでいるのは、
彼らをあわれみ、ほどこしを与えて満足する手前勝手な論理であ
ることを撃つ。そんな「善意」は、上からの目線で彼らをなお差
別し、彼らの尊厳を踏みにじって善しとする感情ではないか、と
作品の世界で射る。

『九月の口伝』で後藤さんは、中国人への加害者として、「認罪」
「反省」「謝罪」にいたる父の感情を描いた。そして、「反省」や
「謝罪」は、ほどこしを与える善意にあるのではなく、罪を背負
って自分がどう生きようとしているのかを相手に語り、互いの尊
厳を理解しあって対等に生きるしかないことを、信じられる言葉

で伝えている。私にはそれが鮮烈であり、衝撃だった。これこそが、山形の児童文学や児童文化運動が求めてきた「人間の生き方としての文化」ではないか……と。

尊厳——後藤竜二さんはそれを「誇り」という言葉にした。そして、「誇り高く生きぬく」には「野心を改めず」「服従せず」、「信じられる言葉」で「対等な人間関係」をつくること、と作品の中で私たちに提示しつづけた。その後藤さんの心底にあったのはおそらく、「なんにも変っていない。戦争が終わったなんていつても、なんにも変ってはいないんだ！」と伯父に激白させた日本人の精神構造、文化に、現在もなお私たちがどっぷりつかっていることに対する憂いだったのではなかったろうか。

後藤竜二さんを彼岸から呼びもどし、たずねてみたい。

強制連行と花岡蜂起

アジア・太平洋戦争中、日本は、朝鮮人や中国人の強制連行・強制労働を国策としてすすめた。戦争に勝とうと、どんどん兵力をつぎこんで不足した国内の炭鉱や鉱山、港湾などの労働力を、朝鮮人や中国人でおぎなおうとしたのだ。一九四四年の「国民動員計画」には朝鮮人二九万人、中国人三万人という目標がかかげられている。

中国人を現地で集める役割になったのは日本軍だった。日本軍は、「勞工狩り」または「ウサギ狩り」と称して中国の村むら

襲い、働けそうな男という男を手あたりしだい拉致（らち）した。そうやって日本に連れてこられた中国人は、外務省報告書の記載では三万八千九二九人にのぼる（野添憲治氏らの調査では、もっと多いと指摘されている）。この人たちは国内三五企業の一三五事業所にふり分けられ、いずれの事業所でも粗末な衣服と食事を与えられ、監視されながら奴隷労働を強いられた。

現秋田県大館市にあった花岡鉱山は、銅や鉛を産出する鉱山だったが、軍需工場に指定されてからの乱掘により、一九四五年に七ツ館鉱で落盤事故が発生した。その事故のあと、七ツ館鉱の上を流れる花岡川や大森川の改修工事を請負ったのが鹿島組（現鹿島建設）花岡出張所。そして、炭鉱労働を目的に強制連行された九八六人が急きよ、河川改修工事の作業人夫にふり分けられた。

中国人は第一陣から第三陣にかけて連行されている。第一陣の三〇〇人が貨物船「信濃丸」で日本に運ばれたのは一九四四年七月二十八日。三〇〇人の中国人は船のなかで軍隊式に三中隊に編成された。中国人を抑圧するのに中国人を使おうとの魂胆からである。各中隊をたばねる大隊長に指名されたのは耿諄（コウ・ジュン）氏だった（以下、すべて敬称略）。

第一陣が花岡に着いたのは八月。彼らは鹿島補導員や警察が監視する「中山寮」という飯場に収容され、そこから約四キロもはなれた花岡川の改修工事現場で、一日十二時間以上も酷使された。はじめは小麦粉の食事だったが、すぐにトチの実の粉だけになる。ひもじさをこらえての重労働。中国人たちは、たちまちやせおと

ろえ、極度の栄養失調におちいった。

ひもじさのあまり道ばたに生えた草を食べていると、監視の補導員がスコップでなぐりかかり、殺した。厳寒の川底での作業から凍傷になり、痛さで動けなくなる人もいる。ついに、立ったまま死に、ふうわりと雪の上に倒れる人が出はじめた。わずか一年のあいだに、第一陣三〇〇人のうち約一〇〇人がそうやって死亡、いや、殺された。第二陣、第三陣の中国人たちが着いても鹿島組の虐待は変わらず、むしろ激しさを増している。

このままではみな殺しだ。どうせ殺されるなら、尊厳を守って死のう——一九四五年六月三十日、耿諄大隊長を中心に中国人たちは蜂起。補導員四人ほかを殺害して獅子ヶ森山へ逃げこんだ。すぐに警察や地元民による自警団の山狩りがはじまった。

生きてつかまった耿諄はじめ中国人たちは、木造の「共楽館」という劇場前の広場につながれ、警官の拷問、虐待にさらされる。蜂起からたった三日間で、さらに一〇〇人以上の中国人が殺された。ちなみに、鹿島組花岡出張所に強制連行された中国人九八六人のうち、四二パーセントにあたる四一九人が帰国まで死亡している。

「公開書簡」から損害賠償請求の提訴

生きて中国に帰った耿諄は一九八七年、宇都宮徳馬や田英夫、土井たか子らの招へいで来日し、十日間滞在した。そのとき、鹿

島建設が「一切の責任はない、中国労工は募集によって来た契約労働者である、賃金は毎月支給した、遺族に救済金も出している……」とあまりにも事実とちがうことを主張していることを知り、「討回歴史公道」（歴史の公道をとりもどそう）と決意する。

そして二年後の一九八九年、かつて虜囚だった人びとが集まり、耿諄を会長として、鹿島建設に対し「公開書簡」を出した。

① 鹿島が心から謝罪すること。

② 鹿島が大館と北京に「花岡殉難烈士記念館」を設立し、後世の教育施設とすること。

③ 受難者に対するしかるべき賠償をすること。

「公開書簡」には以上の三要求が記された。この三要求を基に一九九〇年一月から、新美隆弁護士、内田雅敏弁護士、「中国人強制連行を考える会」の田中宏教授、内海愛子、在日華僑の林伯耀を代理人として鹿島建設との交渉がはじまる。そして同年七月五日、来日した耿諄らと鹿島建設との「共同発表」が行われた。

共同発表

一九四四年から一九四五年にかけて、株式会社鹿島組花岡鉦山出張所において受難した中国人生存者・遺族が今般来日し、鹿島建設株式会社を訪問し、次の事項が話し合われ認識が一致したので、ここに発表する。

1. 中国人が花岡鉦山出張所の現場で受難したのは、閣議決定に基づく強制連行・強制労働に起因する歴史的事実であり、鹿島建

設株式会社はこれを事実として認め企業としても責任があると認識し、当該中国人生存者及びその遺族に対して深甚な謝罪の意を表明する。

2. 中国人生存者・遺族は、上記事実に基づいて昨年十二月二十二日付で公開書簡を鹿島建設株式会社に送った。鹿島建設株式会社もこのことについて、双方が話し合いによって解決に努めなければならぬ問題であることを認める。

3. 双方は、以上のこと及び「過去のことを忘れず、将来の戒めとする」(周恩來)との精神に基づいて、今後、生存者・遺族の代理人等との間で協議を続け、問題の早期解決をめざす。

一九九〇、七、五 東京にて

しかし鹿島建設は、「共同発表」のすぐ後、記念館の設立は認めない、賠償は認められない、供養料として一億円以下を出すことはあり得る、「謝罪」は「遺憾」の意味で「日中共同声明」によって中国側の賠償請求権は放棄されている、と主張しつづけた。

そんな鹿島建設の態度を許すわけにはいかず、耿諄を原告団長とする被害者・遺族十一名は一九九五年六月、鹿島建設に損害賠償を求めて東京地裁に提訴する。原告が望むのは「討回歴史公道」のみ。要求は「公開書簡」で記した三つの条件だった。

だが東京地裁は一九九七年十二月、原告の訴えをしりぞける。理由は、「訴追期間二十年を過ぎている」というものだった。納得のいかない原告側はただちに東京高裁に控訴。翌九八年七月から

公判がはじまった。とはいっても、原告の証人尋問もなされないまま九九年六月、新村正人裁判長は協議に入ることを告げ、原告側と鹿島建設との和解に向けた話し合いに入った。

謝罪なき和解——「花岡和解」

一九九九年八月、新美弁護士は北京で耿諄らに会い、鹿島建設との和解を強くすすめた。そして、それをすすめるためにも自分たちに「全権委任してほしい」と原告団に要請している。耿諄団長は、鹿島が「共同発表」後すぐから謝罪をくつがえす主張をしていることを知り、和解の条件は「鹿島の謝罪」を第一とする「公開書簡」に記した三つの要求を満たすこと、と確認し原告らがサインした。

二〇〇〇年四月二十一日、東京高裁は「和解勧告書」をだしたが、「和解勧告書」をみると「花岡殉難烈士記念館の建設」が記されておらず、この内容で和解することに耿諄団長は強い不満を感じていた。そして八月、ふたたび和解に応じるよう中国まで説得にきた新美弁護士らと耿諄は、つぎのような会話をしている。

「もし裁判に負けたら、弁護団にはどんな損害があるのですか」「いや、何の損害もない」と新美氏。

耿諄さん、「もし、弁護団にも何の影響も無いのなら、裁判に負けよう、たとえ負けても妥協しません。歴史的に私たちが踏みとどまるなら、我々は道義の上では勝利したことになります……た

とえ裁判で敗訴しても、政治的、歴史的には勝訴したことになり、百年後でも私たちは彼らの罪行を暴露する権利があるのです」

(旻子著『尊厳』より)

耿諄の生き方は、尊厳を守ることにつらぬかれている。この被害者・遺族たちと対等に生きようとする弁護士なら、ここで和解を拒否する道を選んだかも知れない。が、新美ら日本の代理人弁護士は、「彼らのために私たちが和解してあげる」ことが「善意」だと、原告らの意思を無視して鹿島建設との和解をすすめた。

二〇〇〇年十一月二十九日、東京高裁で和解が成立。マス・メディアはその「和解」を、「戦後補償で最高額」「日本の戦後補償を実現していく上で画期的な和解」と報じた。

ほんとうに画期的なのか、その「和解条項」をみてみよう。

和解条項

一 当事者双方は、平成二年（一九九〇年）七月五日の「共同発表」を再確認する。ただし、被控訴人は、右「共同発表」は被控訴人の法的責任を認める趣旨のものではない旨主張し、控訴人はこれを了解した。

二 被控訴人は、前項の「共同発表」第2項記載の問題を解決するため、花岡出張所の現場で受難した者（以下「受難者」という）に対する慰霊等の念の表明として、利害関係人中国紅十字会（以下「利害関係人」という）に対し金五億円（以下「本件信託金」という）を信託する。利害関係人はこれを引き受け、控訴人らは

右信託を了承する。

三 被控訴人は、本件信託金全額を平成一二年一月一日限り利害関係人代理人弁護士新美隆の指定する銀行預金口座に送金して支払う。

四 (略)

五 本件和解はいわゆる花岡事件について全ての懸案の解決を図るものであり、控訴人らを含む受難者及びその遺族が花岡事件について全ての懸案が解決したことを確認し、今後日本国内はもとより他の国及び地域において一切の請求権を放棄することを含むものである。

利害関係人及び控訴人らは、今後控訴人ら以外の者から被控訴人に対する補償等の請求があった場合、第四項第五号の書面を提出した者であると否とを問わず、利害関係人及び控訴人らにおいて責任をもってこれを解決し、被控訴人に何らの負担をさせないことを約束する。

六 控訴人ら、利害関係人と被控訴人との間には、本和解条項に定めるもの以外に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

(七、八略)

以上 (傍線筆者)

関西学院大学教授・野田正彰の取材によれば、「この和解は、弁護士側の独断によるもので、原告の本意ではなかった」という。たしかに新美ら弁護士は、「和解条項」の一「当事者双方は、平成二年（一九九〇年）七月五日の「共同発表」を再確認する」に続

く《ただし、被控訴人は、右「共同発表」は被控訴人の法的責任を認める趣旨のものではない旨主張し、控訴人はこれを了解した》という文言を原告団に伝えなかつたばかりか、原告たちに中国語の訳文すら渡さなかつた。

鹿島の心からの謝罪を求めている原告たちに、「鹿島が法的責任も認めず謝罪もしないことを原告が了解した」とする文言は、さすがの代理人弁護士も示せなかつたのだろう。だからそれをへかくし、原告団が納得する説明だけをして賛同してもらい、「謝罪なき和解」を成立させたにちがいないなかつた。

耿諄団長らは、代理人弁護団の説明をうけてたしかに「和解」に賛成した。が、後日、「和解条項」の真の内容を知つた耿諄は、「だまされた！」と怒髪天をついて床にふす。また、被害者遺族で原告のひとりである孫力は二〇〇一年六月、「花岡事件『和解』の欺瞞を告発する」声明を発表。さらに同年十一月二十六日、日本の原告代理人弁護団に対して「公開書簡」を送っている。「声明」も「公開書簡」も原文は中国語だが、それを翻訳した山邊悠喜子、張宏波（チャン・ホンボ）の許可を得てここに両文、全文を紹介しておこう。

花岡事件「和解」の欺瞞を告発する

二〇〇〇年十一月二十九日、日本で出された花岡事件の「和解条項」は、原告には知らせることがないまま、鹿島と裁判所、弁護士が共同して画策し、つくりあげたものだ。

一審が敗訴となり、二審は六回開廷して審議未了のまま、法廷は和解方式での解決を提案し、同時に原告に対して「和解勧告書」を提示した。弁護士は原告に十分な説明を行うと同時に、それが九〇年七月五日の当事者双方による「共同発表」を基礎としたものであるから、原告の政治的目標は達せられていると繰り返し強調した。原告たちはこのような説明を受けて、「共同発表」の原則とは鹿島が歴史的事実を認め、賠償、謝罪に応じ、企業責任を負うものであることから、こうした原則が再度確認されるのなら、賠償金額が幾らか少なかったとしても、弁護士を信頼し、譲歩して和解には同意する意向を表明し、「勧告書」とは別の紙に署名・捺印した。様々な事情があつて当日参加できなかった原告には、人を派遣して各家を回つて署名・捺印を求めた。その際、弁護士は原告に対して、和解交渉の過程で生じる問題に対して随時対応できるようにするため「全権委任状」を書く必要があると言つた。一同は弁護士に対する信頼と、交渉が円滑に進むためという思いから「全権委任状」に署名・捺印した。

二〇〇〇年十一月十九日、北京での原告との会合で、弁護士は一同に、これが最後の報告です、主として皆さんに十一月十七日に達成された和解の具体的内容について報告します、事実上、「勧告書」の内容とほぼ同じです、と言つた。彼は、「前回の和解案（勧告書を指す）と内容は基本的には一致していますから、再度の署名・捺印の必要はありません」と言つた。その日の午後、更に一同に「和解達成はもうすぐです。みなさんの気持ちを表す為に、書をしたためて、そこに全員署名しましょう。私はそれを国内に

持ち帰り、皆さんのお気持ちを伝えます」と言った。彼のすすめと誘導、働きかけで、一同はあの揮毫をまとめあげ、参加者全員が署名した。

二〇〇〇年十一月二十九日に日本で公表された花岡事件の「和解条項」と、同日に発表された鹿島の「コメント」を、私は十二月の初めになってようやく、中国人留学生在が中国語に訳した書面で目にした。その瞬間、驚いて雷に打たれたかようだった。署名・捺印、全権委任状、揮毫という原告への三度にわたる要求は、すべて緻密に画策されたものであり、最終的に「和解条項」を世に送り出すための事前準備であったとはじめて分かった。

この「和解条項」は、受難者が一九八九年十二月二十二日に発表した「公開書簡」、および当事者双方が交わした一九九〇年七月五日の「共同発表」の趣旨とは、完全に相反しており、明らかに鹿島寄りで、鹿島を免責するものであり、中国人の顔に泥を塗ったものだ。五十六年前に内外を震撼させた「花岡蜂起」の義挙を「いわゆる花岡事件」と称して汚辱している。鹿島が法的責任を認めないことに対して原告はこれに「異論」が無いことになっているし、いかなる時、いかなる地域でも鹿島の罪を追究することを放棄し、以後は鹿島に「否」と言ってはならず、再度債権・債務問題を提起してはならないなどとある。なんと荒唐無稽なことだろうか！

これは被害者の身を完全に売り渡す契約書だ！ このような条項に原告が署名したと誰が信じるだろうか？

「和解条項」に呼応するように発表された鹿島の「コメント」

は、花岡九百八十六人の労工を迫害し、そのうち四百十八人もの人を虐殺し、殴り殺した罪には全く懺悔の気持ちがなく、歴史的事実と血腥い罪を極力歪曲し否認するものである。私の父・孫基武は花岡蜂起が失敗して捕まえられた後、大館市花岡町の共楽館前広場で生きながらにして殴り殺された。にもかかわらず、鹿島は「誠意をもって最大限の配慮を尽くしましたが、多くの方が病気で亡くな」ったと世人を騙した。動かし難い証拠は山のようにあり、罪を逃れることはできないし、法的責任を回避することは許されない。五億円で四百十八人の命をあがなえるのか!? さらにこれは拠出金であり、救済であって、賠償や補償の性質を含むものではないとある。これこそ中国人に対するこのうえない侮辱である。

私は重ねて表明する：原告の一人として二〇〇〇年十一月二十九日に公表された「和解条項」の全文については、事前に弁護士から説明を受けてはいないし、弁護士は中国語の文面資料を提供しなかったし、さらにこの「和解条項」に署名・捺印もしていない。彼らは巧妙にも、原告を騙して「勧告書」へ署名・捺印をさせて、それを「和解条項」の署名・捺印にすり替えた。私は、被害者の根本的利益を売り渡し、中国人に屈辱を与える「和解条項」を認めず、断固として反対する。この「条項」は全く法的効力のないものだ。全ての原告は真相が知らされなかったのだ。

花岡蜂起五十六周年を迎えるに当たって、私は悲痛な思いで父を偲び、同時に鹿島に殺害された全ての労工先人に哀悼の意を捧げる！ あなた方の魂がこの和解を知ったならば、この世の不正

義に對して悲鳴と叫びを發していることだろう！ 罪もなく殺されたあなた方の魂が黄泉の国でも永遠に心安らかに眠れるように、我々は必ず鹿島に對してその血の債務を取り返し、そして花岡事件の歴史的眞實を取り戻す！

鹿島との鬭争は長期にわたつて錯綜し、その道は決して平坦ではないだろう。私は堅い信念と決意をもって、正義の中日人民と世界の平和を愛する人々とともに、鹿島と最後まで闘い続ける！ 中国人民を虐げ侮辱するのを許さない！

花岡事件損害賠償訴訟 原告

花岡事件受難者連誼会 幹事

孫 力

二〇〇一年六月二十五日

花岡訴訟原告弁護士への公開書簡

新美隆弁護士及び弁護団の先生方へ

私は、原告の一人として、昨年十一月二十九日に東京高等裁判所で結ばれたいわゆる花岡和解を、決して受け入れることができません。

私の考えは原告団会議の場で繰り返し申し出てきましたが、先生方は私の意見を無視され、裁判所にも報告せず、外部にも公開しないで済みました。やむを得ず、私は、今年の六月二十五日に「花

岡事件『和解』の欺瞞を告発する」という声明文を發表し、中日両国のマスコミに報道されました。しかし、先生方からは相変わらず何の反応をも得られていません。八月九日、北京で「花岡受難者連誼会」の幹事会が開かれた時、先生方は北京にいらしたにもかかわらず、会議には出席されませんでした。私は、通訳に先生方との話し合いを要求する旨を伝えてもらいましたが、拒否されました。原告の弁護士として、職責を果そうとしないでの理由は、単に職務上の「怠慢」だけなのか、それとも他に何か言えないことがあるのでしょうか。

早くも「和解」から一年になろうとしています。一九九九年八月十三日、先生方が鹿島に企業責任を認めさせると約束し、原告側に「全権委託書」を要求した時のことはいまでも鮮明に覚えています。しかし、「和解条項」では鹿島は企業責任を認めていないにもかかわらず、先生方は原告に代わつてそれを「了解」しました。原告弁護士として、このような原則に関わる問題に関して、原告に報告もせず、当然原告の意見を聞くことなく、独断的に決定を下し、むしろ被告側鹿島の方に肩入れしています。このようなやり方は、職業倫理に反する行為なのではありませんか。

ここで、幾つか質問をしたいと思つています。これまでのようにひたすら回答を引き伸ばしたりされず、眞摯な態度で答えてくださるよう願っています。

第一に、「和解」成立前、「和解条項」の原文を原告側に示さず、十分な説明をも怠つたことは、原告側が和解の内容を知つたならば、必ずこの被告鹿島にのみ有利な和解を拒否することになつた

からではないでしょうか。

第二に、「和解」成立後、「和解条項」、裁判官の「所感」、及び鹿島のコメントについて、いち早く原告側に報告・説明すべきではなかったのでしょうか。こういった考えからそれを遅らせたのか、そして実際どのように報告・説明をしたのでしょうか。

第三に、原告の利益を代表・守る立場でなければならぬ弁護士として、なぜ鹿島側の劣悪な態度を放任したのでしょうか。花岡受難者連誼会幹事の耿碩宇の強い要請を顧みず、逆に鹿島に感謝の意を表したのはなぜなのでしょう。

第四に、原告と花岡受難者連誼会に見られた「和解」への反対意見、耿諄氏の談話、私・孫力の声明に関して、先生方は無視されつづけ、いかなる措置も取らないおつもりなのでしょうか。第五に、この「和解」によってもたらされた看過できない結果のひとつとしては、「和解」を受け入れた被害者とそうでない被害者とを激しく対立させる可能性を孕んでいることとあります。被害者同士がお互いに争い、加害者である鹿島が漁夫の利を占める、という事態に対し、弁護士としては何らの責任をも取らないおつもりなのでしょうか。

この「和解」は、花岡被害者やその遺族だけでなく、すべての中国人民に対する侮辱であります。「和解」内容にショックを受けた耿諄氏は卒倒し、私の兄も脳卒中などを患いました。事実を知っていた周りの友人たちで憤慨していない人は一人もいません。さらに、北京から河南省の耿諄宅に「良心を売り渡した奴！」との抗議の声も投げかけられました。原告らは無実です！先生方

は、原告らが「和解」の内容を知らなかった事実を明らかにすべきではないでしょうか。

ここで、私は再び通告します。二〇〇〇年十一月二十九日に成立した「和解条項」の全文は、原告の一人である私に対して説明されることはなく、中国語の文面も日本語の文面も見ることがありませんでした。当然「和解条項」に同意し署名をしたことありません。したがって、花岡被害者の根本的利益を裏切り、中国人を侮辱した「和解条項」を認めません！この「和解」は法的効力を有しません！

私は、次のように要求します。迅速に有効な措置を取って、裁判所に通告し、審議を再開すること。歴史の真実を正しく記録し、善悪を明らかにすることによって、死者の霊を慰め、生きている人に希望を与える結果をだすこと。

上述の二点に対して、本年十二月二十九日までに公開回答を提出されますことを要求します。私は、得られた回答に基づいて、中日両国、特に日本の弁護士界に法的支援を申し入れるか否かを決め、自身の上告を申し立てる権利を断じて守るつもりでいます。正義を取り戻すため、平和を愛する中日両国人民、及び各国の平和勢力と協力し合って、鹿島から勝利を勝ち取るまで闘いつづけます！

花岡事件訴訟原告 孫力

二〇〇一年十一月二十六日

長い引用になってしまった。

ふたつの文章を読めば、野田正彰の言葉を待つまでもなくこの「和解」が、日本の代理人弁護団がわの独断によるものだったことが明らかであろう。それにしても、原告の意思に最も忠実でなければならぬ代理人弁護団が、なぜ原告の意思を無視して「和解」をすすめてしまったのだろう。これでは花岡被害者に対する二重の加害ではないのか。また、このような中国人原告たちが否定する「謝罪なき和解」を、戦後補償の「画期的な和解」と自賛するのは、まともなことなのだろうか。

国も企業も加害責任を認めない、謝罪もしない「花岡和解」については、花岡問題の研究者で知られる大館市在住の野添憲治をはじめ、山邊悠喜子、張宏波、金子マーティンなどが「和解」直後からその問題点を指摘していた。そして二〇〇七年六月十九日付「毎日新聞」夕刊に、野田正彰の「謝罪なき和解に無念の中国人原告——花岡事件が残した問題」と題する寄稿が掲載されたことから、「花岡和解」の深刻な問題が広く世間に知られるようになった。

一連の記事やコラムで野田は、原告代理人弁護団は「どこかで妥協し、カネを貰っていくのが幸せなのだ」と確信して疑わず、原告の意思、尊厳を軽視したと批判する。そして、《花岡和解問題は、弁護士や支援者の多くが耿諄さんの生き方を理解できなかったことにある。こんなに大切な他者を、本当に発見できなかった。鹿島裁判に始まる戦後補償運動すべてが振り帰らなければならぬ問題である》(野田正彰『虜囚の記憶』みすず書房より)

と指摘する。

『世界』(岩波書店)二〇〇九年九月号の『花岡和解』を検証する(内海愛子ほか)では、《弁護団は…(略)…和解条項全般について、特に和解条項第一項を但し書きを含めて逐次日本語で説明していたことが確認される。弁護団が和解条項について故意に説明を省略した事実は認められない。と同時に、通訳は逐語通訳されていない。特に…(略)…「但し書きにあたる」重要な一句は通訳されていなかったことも確認された》(288～289p)としながらも、《弁護団が故意に説明を省略して原告らを『欺いた』との指摘は当たらないと判断する。》(292p)と結論づけた。

こんな道理のない検証は茶番だ。故意であろうが過失であろうが、代理人弁護団が原告に「和解条項」を逐次通訳せず、中国語訳文を渡さなかったのは事実。「だまされた」と訴える原告がいるかぎり検証は、原告側の立場からなされるべきだった。が、『世界』は、あえて代理人弁護団側に立って検証し、原告と読者を新たにあざむいている。『世界』も墜ちたものだと思うのは、私だけだろうか。

今年二〇一〇年、「花岡和解」から十年を迎えた。

しかし代理人弁護団は、原告である耿諄や孫力の訴えに「まだ何ひとつ答えることなく、彼らを無視したままだ。日本でも「民主的」かつ「人権派」と目されているこの人たちの文化を、そして「花岡和解」を画期的と自賛する私たちの文化を、改めて問い直さなければ、戦後を拓くことはできないのかもしれない。